

番号	事業名	担当課（連絡先）
④	ちいきしゅうかいしょせいびひほじょきん 地域集会所整備費補助金	市民課市民協働係 21-0254

事業内容	例えば
地域の自主的なまちづくりを推進する拠点となる集会所の整備（新築、増築、改築、模様替、修繕、バリアフリー）に対し補助金を交付します。 ※以前にこの補助金を受けた場合は5年以上経過していなければ申請できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・新改築及び増築の場合 最低工事費を20万円とし、工事費の2分の1の額を補助 ※整備する面積により限度額が変わりますのでお問い合わせください ・模様替及び修繕の場合 最低工事費を20万円とし、工事費の2分の1の額を補助し、その限度額は100万円 ・バリアフリーの場合 最低工事費を10万円とし、工事費の2分の1の額を補助し、その限度額は50万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・新改築及び増築 ⇒新たに集会所を設置、新たに台所や洗面所の設置 ・模様替及び修繕 ⇒天井板や床面の張替え、壁面の修理など ・バリアフリー ⇒手摺りの設置や段差解消 ※エアコンなどの備品は対象外です

事業の進め方（手順）

